

大阪木津卸売市場国民健康保険組合の解散について《お知らせ》

大阪木津卸売市場国民健康保険組合は、令和6年3月31日をもって解散することになりました。これまでにご賜りましたご支援やご協力に対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。つきましては、下記の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

記

- 1 医療費等の債権申出期間は令和6年9月末日となりますので、大阪府国民健康保険団体連合会への請求は早めをお願いします。なお、返戻分の再提出についても同様となります。
- 2 令和6年4月1日以降、大阪木津卸売市場国民健康保険組合の被保険者証(保険者番号 273144)は一切使用できないこととなります。当組合の被保険者であった方につきましては、新証の提出をお求めください。

令和6年3月

大阪木津卸売市場国民健康保険組合
大阪府国民健康保険団体連合会